



ひとり親家庭の保護者の方へ

習い事にかかる費用 を助成します！

小浜市では、令和5年10月から、ひとり親家庭の子どもの育ちを支援するため、ひとり親家庭の児童の「習い事」にかかる費用の一部を助成する事業を開始します。

～ 興味・関心のある習い事を始めてみませんか？ ～



1. 対象者 ひとり親家庭の小学4年生～小学6年生の児童

※ひとり親家庭…児童扶養手当の受給世帯または母子家庭等
医療費助成の受給世帯

2. 対象となる習い事の例 ※国語、社会、算数、理科、社会、英語の学習塾等は対象外です。

《スポーツ系》野球、サッカー、卓球、テニスなど（スポーツ少年団を含む）

《文化系》ピアノ、ダンス、歌、習字、囲碁、将棋など

3. 対象経費 入会金、月謝、受講料、ユニフォーム代や教材費など
習い事をするために必要な経費

(注) 令和5年度は、令和5年8月以降に支払った経費が対象です。

4. 補助額

・児童扶養手当全部支給相当所得者

〔 児童一人当たり、4月～10月までは上限7万円

(令和5年度は、8月～10月まで上限3万円)

〃 、11月～3月までは上限5万円

・児童扶養手当一部支給相当所得者

〔 児童一人当たり、4月～10月までは上限3万5千円

(令和5年度は、8月～10月まで上限1.5万円)

〃 、11月～3月までは上限2万5千円



5. 申請方法 申請用紙に、領収書など必要書類を添付して下記担当課窓口へ提出
ください。(申請書類は「すくすくおばまっ子」HPで入手できます)

＜申し込み、お問い合わせ先＞

〒917-8585 小浜市大手町6番3号 小浜市役所 子ども未来課

少子化対策・母子福祉グループ 電話 64-6013